

家庭教育支援法の制定を求める意見書

現在、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

厚生労働省の発表によると、児童虐待の相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には過去最多の12万2,575件に上るなど、一層深刻さを増しており、また、若い父親と母親による出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で孤立してしまう状況も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への支援が必要となっている。

未来の社会の担い手である子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなるとともに、教育基本法第10条は、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国におかれては、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣